

テラ子屋さなぎ 会則

【名称】

第1条 本会は「テラ子屋さなぎ」という。

【事務局】

第2条 本会は事務局を徳島市庄町5-75に置く。

【目的・活動の方針】

第3条 本会は自然を通して子どもの心身を育むと共に、地球環境保全意識を持ち活動するボランティア団体とする。

第4条 疎遠になりがちな人の繋がりを取り戻したり、昔から伝わる風習や伝統を次世代に紡いでいく為の地域の方との交流を目的とする為2023年4月2日に設立する。

【事業】

第5条 本会は第3条、第4条に定める目的の実現に向けて、次に掲げる活動をする。

- (1) フリースクール運営
- (2) 自然体験活動
- (3) オーガニック給食の普及
- (4) 子ども食堂事業
- (5) その他、目的達成に必要な活動

【役員】

第6条 竹森将彦 野上紗良